

奨学金制度規定

第1条（目的）

本規定は、日榮新化株式会社（以下会社という）の経営理念に賛同し、将来粘着業界の発展に貢献する見込みのある学生の育成を目的とする。

第2条（奨学生の資格）

奨学生となる者は、当社が発表する各年度の奨学生募集要項において指定する大学または大学院に在籍する学生とする。

第3条（奨学金の給付内容）

奨学金の給付内容は、以下のとおりとする。

給付金額：年間30万円

第4条（申請手続き）

この規定により奨学金を希望する者は、各年度の募集要項に定められた奨学金申請書、課題作文など当社が必要と認めた書類を、提出するものとする。

第5条（奨学生の決定）

社長は、総務部人事課の選考を経て奨学生を決定し、経営会議に報告するものとする。

第6条（決定の通知）

前条の規定により奨学生が決定したとき、本人及び大学の学生支援課宛に郵送で通知する。

第7条（奨学金の給付の停止）

奨学生が、理由なく休学または長期にわたって欠席した場合は、当社の判断により、奨学金を停止することがある。

第8条（奨学金の打ち切り）

奨学生が次の各号の一に該当した場合は、当社の判断により、奨学金を打ち切ることがある。

- （1）傷病等のため就業の見込みがなくなったとき
- （2）学業成績または性行が著しく不良になったとき
- （3）その他奨学生として適当でない事実があったとき

第9条（奨学生との交流）

奨学生との交流を図るため、毎年交流会を開催する。

第10条（その他）

奨学金を支給することによって、当社への入社を義務付けることはしない。

付 則 この規定は平成30年12月21日より施行する。

令和2年1月17日 一部改訂